

指定ステッカーの助成対象機器への貼付について

公益財団法人東京都環境公社

省エネ型ノンフロン機器普及促進事業ヘルプデスク

省エネ型ノンフロン機器普及促進事業の助成対象機器に貼付頂くステッカー(図1)の準備が整いましたので、ご案内致します。

本事業では、助成対象機器に都が指定するステッカーを貼付して頂くことが助成の要件となっております。交付決定を受けた助成事業者へ助成金交付決定通知書(第3号様式)と同封して、東京都指定のステッカーを送付します(※)。

(※) 令和7年8月 25 日以前に交付決定された事業(助成金交付決定通知書の日付が同日以前の事業)については、別途、助成事業者へステッカーのみを送付します。



【図1 都が指定するステッカー】

<サイズ>(2種類)

大:70 mm×70 mm、小:40 mm×40 mm

助成対象機器全てにステッカーを貼付して頂いた上で、実績報告時に「ステッカーが貼付されていることが確認できる写真」、「ステッカーの貼付箇所等助成対象機器が設置されている状況を示す配置図」をご提出ください。(詳細は『助成金申請の手引』の第6章2実績報告兼助成金交付請求時の提出書類に係る注意事項等の「(4)助成金に貼付するステッカー」、「(5)新設又は更新後の助成対象機器の設置状況が分かる資料」も確認ください)。

1. 助成対象機器に貼付するステッカーについて

都が指定するステッカーは、2種類のサイズ(デザインは同一)

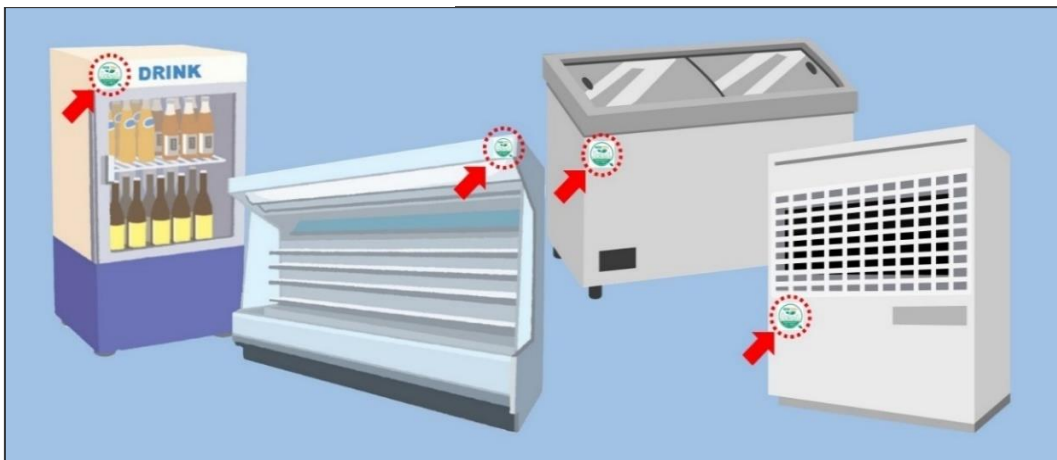
- 送付枚数は、助成対象機器(①内蔵型ショーケース、②別置型ショーケース/クーリングコイル等[室内機]、③冷凍機[室外機]、④計測器等)の合計台数×2枚(大小各1枚)です。

2. 助成対象機器へのステッカーの貼付について

- 大小のステッカーのどちらかを貼付するかを助成事業者にて選択(複数物件ある場合には物件毎に大きさを変えて頂いても構いません)の上、助成対象機器の「目視で確認可能な外面」にステッカーを貼付してください。(貼付箇所は図2を参考にしてください)。

- 内蔵型ショーケースの場合は本体部分に、内蔵型ショーケース以外の場合は、室外機(コンデンシングユニット等)、室内機(ショーケース等)、計測機器等助成対象機器全てにステッカーを貼付してください。

【図2 ステッカー貼付例】



3. ステッカーが貼付されていることが分かる資料の提出について

- 実績報告書兼助成金交付請求時に提出が必要となるステッカーに係る資料は2点です。

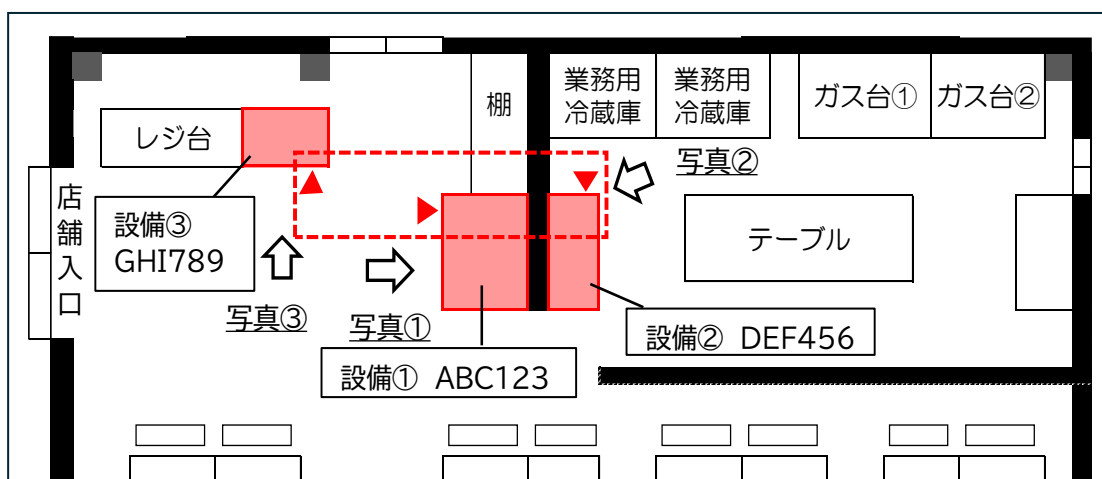
(1)ステッカーが貼付されていることが確認できる写真

内蔵型ショーケースはショーケース本体、内蔵型ショーケース以外は室内機(ショーケース、クーリングユニット等)、室外機(コンデンシングユニット等)、計測機器等交付申請時の配置図に記載された助成対象機器にステッカーが貼付されていることが分かる写真を助成対象機器ごとに撮影してください。(写真撮影の注意点は手引参照)。

(2)ステッカーの貼付箇所等助成対象機器が設置されている状況を示す配置図

- 助成対象機器が設置された状況等を示す写真の撮影箇所、撮影方向が記載された図面に、ステッカーの貼付箇所を三角(▲)で記載してください
- 下記図3は分かり易くするため、ステッカーに係る部分だけ赤字、拡大して例示しています(実際の実績報告時は全体が分かる図面を提出してください)。

【図3 配置図例】



以上